

国土地理院関係について

平成 1 8 年 4 月 1 4 日
国土交通省国土地理院

目 次

国土地理院の業務について、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人へ移行すること。 1

測量事務について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。 2 1

その他、定員の大幅な純減に資する抜本的な見直しの方向 2 3

在職状況（年齢別） 2 5

国土地理院関係

国土地理院の業務について、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人へ移行すること。

1. 国土地理院の任務は、国土交通省設置法(平成11年法律第100号)及び測量法(昭和24年法律第188号)に基づき国家行政の基礎となる位置情報・地理情報を基本測量により整備、管理、提示し、これを基本として各種測量を統制・誘導することで測量秩序の維持を図るものである。

すなわち、国土地理院の任務は、唯一無二の国の基準点及び基本図を整備し、土地の測量及び地図の調製に一定の認証を与える重要なものであり、国自らが主体となって直接に実施すべきものである。

従って、国土地理院を独立行政法人へ移行することはできないと考える。

なお、米国、英国、フランス等、諸外国においても国土地理院と同種の業務は国自らが実施している。

2. 国土地理院は、こうした任務を達成するため以下の業務を行っている。

(1) 国土地理院が管理する国家基準点は、世界における日本の位置を示すとともに、地籍調査や公共事業に伴う測量等、国の機関や地方公共団体が実施する測量の統一的な位置基準となるものである。

また、国土地理院が整備、管理する基本図は、国家行政の基礎となるものであり、国内全域を統一した基準で整備した地理情報であるとともに、災害等の危機管理対応には不可欠な基礎情報であり、国外に対しては我が国の領土に関する主張をし、明示する重要な手段となっている。

(2) 国土地理院は、電子情報化した位置情報・地理情報と空間情報をコンピュータ上で結合させ総合的に処理、整理、分析する地理情報システム(GIS)の整備について、政府における中核的な役割を果たしている。

(3) 国土地理院は、地殻変動の監視・解析や災害現況図等の作成を通じて自然災害の予測や被害状況の把握のための情報提供を行っており、安全安心な暮らしの確保に貢献している。

(4) 国土地理院は、測量法に基づき、国の機関や地方公共団体が行う公共測量が国家基準点や基本図に基づき統一的に行われるよう指導・調整し、その成果を適正な秩序の下、一般の利用に供している。

- 3．国土地理院の職員の実施する具体的業務の内容は、
- (1) 国土の位置・形状を規定し、国内、国外に提示
測量の基準に係る政策の企画及び立案並びに法制化
国家基準点の整備及び管理並びにこれらに関する企画、立案及び調整
基本図の整備及び管理並びにこれらに関する企画、立案及び調整
測量・地図に関する国外との調整
 - (2) 地理情報の共有化・高度利用を推進
位置情報・地理情報の数値化及び高度利用化並びにこれらに関する企画、立案及び調整
GISの普及に向けた企画、立案及び調整
 - (3) 防災のために国土の状態を把握し、災害等の危機に対応
地殻変動の監視及び解析並びに防災に関する企画、立案及び調整
地震調査委員会、地震予知連絡会等の場を通じて、防災関連情報を提供
世界の国家地図作成機関との協同による国外の地理情報の把握及び提供
衛星データの解析等による海外の被災状況等の把握及び情報提供
 - (4) 公共測量を指導・調整
公共測量の指導及び調整並びにこれらに関する企画及び立案
公共測量の品質の確保に関する企画、立案及び調整
- 等である。

一方、上記(1)から(4)に掲げる業務のうち、実施事務である土地の測量や地図の調製については、原則民間委託としているところである。

以上を踏まえると、国土地理院の業務は、国土交通省設置法及び所管する測量法に基づいて行われる政策の企画立案、行政的判断、国の機関及び地方公共団体に対する指導・調整等、真に国家公務員をもって充てるべき業務であり、非公務員型の独立行政法人へ移行できる業務ではない。

- 4．仮に国土地理院の組織、機構を非公務員型独立行政法人に移行した場合、測量行政の遂行に以下のような多大な支障が生ずることになる。
- (1) 国が国家行政の基礎となる位置情報・地理情報を提示するためには、国家による認証が不可欠であるが、広範な国土全域に渡って必要とされる膨大な情報を責任を持って認証するためには、相当大規模な国家組織が必要となり、このような組織なしに国土地理院を独立行政法人化すれば責任を持った国家行政は行えなくなる。

また、非公務員型独立行政法人では、国連アジア太平洋地域地図会議、国連地名標準化会議、国連地名専門家会合等の国土地理院が参加している国際的な

会議において、我が国の代表として、外国の国の機関に対して対等な立場で、国益を主張したり、連携して地球地図プロジェクトの事務局として推進したりすることはできなくなる。

さらに、国の各機関は、それぞれの政策目的のための測量を実施しているところであるが、測量の実施のためには、国が責任をもって認証した国家基準点、基本図が必要である。国に責任ある認証機関を置かず、国土地理院を独立行政法人化すれば、各機関は自ら国家基準点、基本図の段階から測量を始めなければ責任をもった政策執行ができないこととなる。

- (2) GISの推進に係る業務は、関係府省や地方公共団体との調整により、政府方針の下に実施するものであり、国が自ら行うべき国家基準点網の整備・管理や基本図の整備・管理と一体的に行う必要がある。

従って、国と分離された非公務員型独立行政法人では、国におけるGISの推進に係る業務が十分に行えないこととなる。

- (3) 防災のために平常時から行うべき備えや災害等の危機発生時における緊急的な対応等の危機管理業務は、国土ならびに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を持つ国が各機関と連携して行うべき業務である。

特に、測量について、地震防災対策特別措置法等においては、国は地震に関する測量の体制の整備に努めるべきこと等が明記されており、こうした業務は、国として関係府省と連携しつつ主体的に行うことが必要である。

また、一昨年末のスマトラ沖の地震による津波のような国外における大災害に対しても、我が国は、復興や今後の被害軽減のための協力を積極的に推進しているが、国土地理院は、こうした場合にも外国の国家地図作成機関と協力して被災地域の災害対策用基本図を迅速に作成している。

非公務員型独立行政法人では、災害対応等の危機管理に、積極的に対応できなくなる。

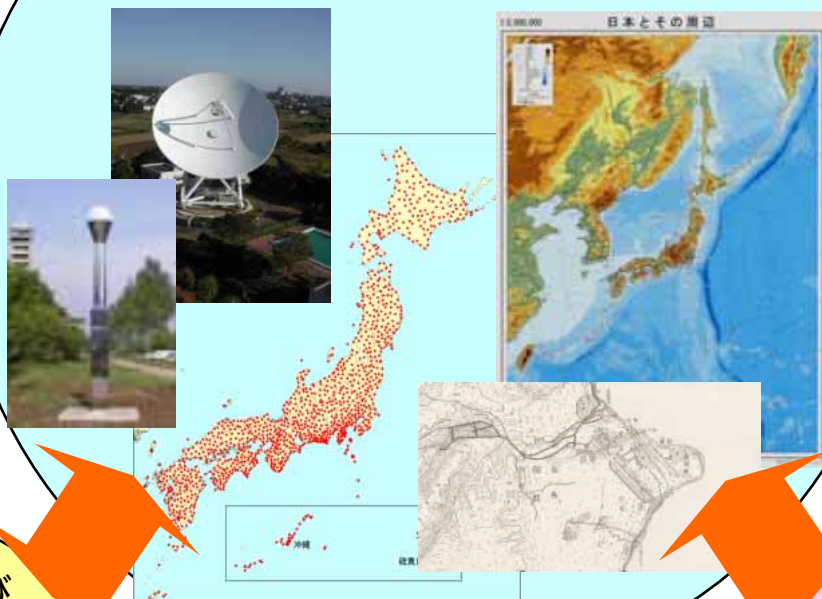
- (4) 効率的な基本図の整備・管理のためには、国の機関や地方公共団体から必要な資料又は報告の提出を求めることが必要であり、また、測量秩序の維持のために我が国における測量を統制又は認証することが必要であるが、これらは国及び国家公務員の権威の下に実行可能なものであり、国土地理院が独立行政法人化されれば、基本図の整備が非効率になるとともに測量制度が維持できず様々な測量が重複し、無秩序に行われることとなる。

国土地理院の業務

国の機関及び地方公共団体の
地理情報の共有化・高度利用を推進



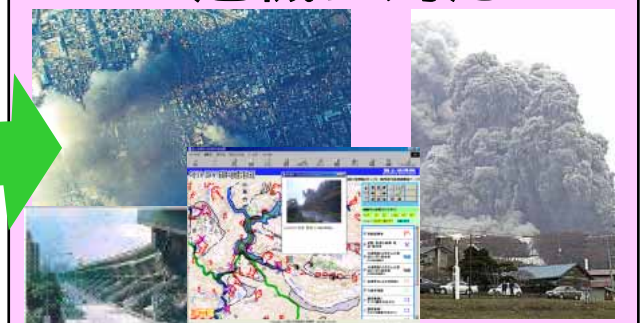
**国土の位置・形状を
規定し、国内外に提示**



国の機関及び
地方公共団体が行う
**公共測量を
指導・調整**



**防災のため
国土の状態を
把握し、災害等の
危機に対応**



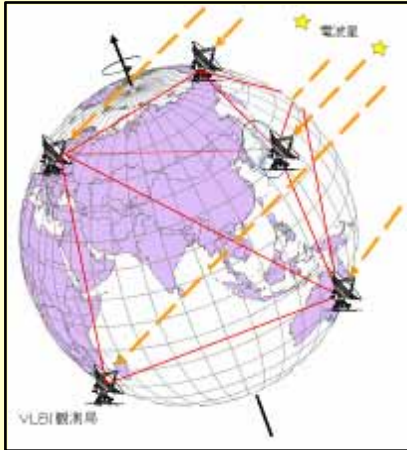
1. 国土の位置・形状を規定し、国内外に提示

国土地理院の測量の国家的役割

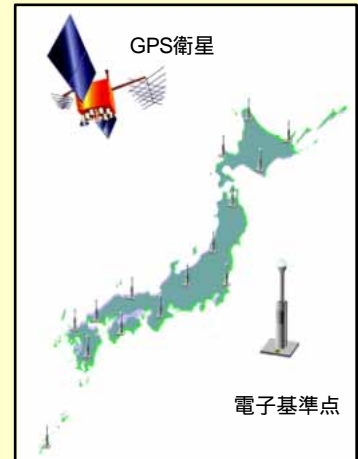
国土地理院の測量(基本測量)

諸外国の国の機関と協力し、地球上の日本の位置及び位置基準を決定
(平成13年測量法改正により世界測地系導入)

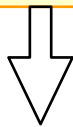
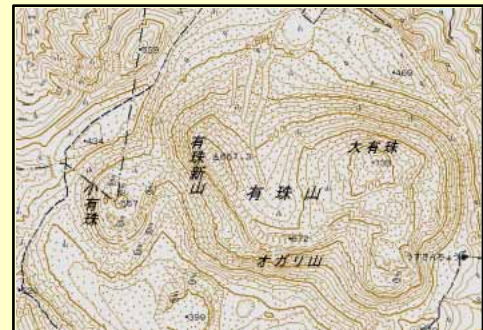
国が決定した位置基準に基づき、地理的な位置を容易に確認できる国家基準点を整備



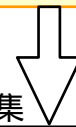
VLBIにより地球上の日本の位置を定め、それを基準として、電子基準点、三角点、水準点等の国家基準点を全国に整備



国の政策(領有権の主張、災害対策等)の基礎となり、各種政策に共通する地理情報を表示する基本図を整備



国家基準点に基づく測量や基本図に基づく地図編集



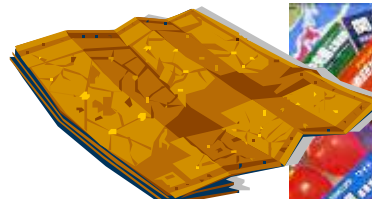
国の機関・地方公共団体の測量
(公共測量)

所管行政に必要な地理情報(公共基準点、道路台帳図、地籍図、都市計画図等)を整備



民間の測量

個人、企業の活動に必要な地理情報(住宅地図、道路地図、観光地図等)を提供



諸外国においても、基本的な地理情報の整備・管理等は国が実施

主要国における測量・地図作成機関と組織形態

国名	国土面積 (万km ²)	機関名	職員数 (人)	組織形態
英国	21.8 ¹⁾	陸地測量部	1,747	副首相府に属する国の機関
フランス	54.7	国立地理調査所	1,792	設備・運輸・住宅省に属する国の機関
ドイツ	35.7	連邦測量庁 ²⁾	292	内務省に属する国の機関
米国	962.8	米国地質調査所 ³⁾	9,485	内務省に属する国の機関
		国家測地局 ³⁾	253	商務省に属する国の機関
ロシア	1707.5	連邦測地・地図局	約13,000	交通省に属する国の機関
オーストラリア	769.2	国土地理部 ⁴⁾	650	産業・観光・資源省に属する国の機関

- 1) 英国において、陸地測量部はグレートブリテン島を管轄しており、北アイルランドは北アイルランド陸地測量部が管轄しているため、グレートブリテン島の面積を示している。
- 2) ドイツにおいては連邦測量庁以外に、16の州政府の測量・地図作成機関が国家基準点や基本図の整備・管理を行っている。例えば、バイエルン州(7万km²)の測量情報部(職員数約700人)、ニーダーザクセン州(4.7万km²)のニーダーザクセン測地・地理情報局(職員数367人)などがある。
- 3) 米国においては、米国地質調査所が基本図の整備・管理を、国家測地局が国家基準点の整備・管理を行っている。
- 4) オーストラリアにおいては国土地理部以外に、ニューサウスウェールズ州土地局等、8つの州政府等の測量・地図作成機関が国家基準点や基本図の整備・管理を行っている。

軍又は国防省に属する国家測量・地図作成機関の例

国名	国土面積 (万km ²)	機関名	職員数 (人)	組織形態
タイ	51.4	王立タイ測量部	1,500	国防省
バングラディシュ	14.4	測量局	890	国防省
トルコ	78.1	地図総司令部	650	国防省
イタリア	30.1	軍事地理院	610	国防省
ベルギー	3.3	国立地理院	270	国防省
スイス	4.1	連邦政府地形図事務所	250	連邦政府防衛、市民安全、スポーツ部

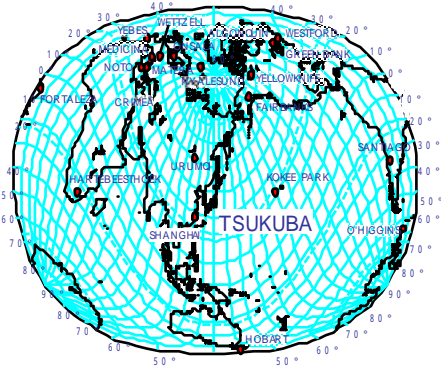
国家基準点体系

国家基準点は、測量法で規定されている基準に基づく位置を、国土全域において容易に得ることができるようにするための社会基盤であり、ものさしの目盛り

国家基準点には経緯度原点や水準原点を基準とした座標値が与えられており、測量はこの座標値に基づいて実施

国家基準点から位置を測定するための方法を規定する作業規程と組み合わせることにより、どこでも測量法で規定されている基準に基づく位置を実現することが可能

地殻変動の激しい我が国においては、位置基準の監視・災害対策のため、地殻変動を把握することも重要な国家基準点の役割



VLBI観測点 (国際超長基線測量)

天体からの電波を受信し、大陸間の距離を高精度で測量

国際協力により、世界測地系を構築し、その中の我が国の位置 (日本経緯度原点の座標値) を規定

日本経緯度原点の座標値及び高さの基準となる日本水準原点値は測量法施行令により規定 (平成13年改正)



電子基準点 (GPS連続観測)

人工衛星からの電波を受信し、観測点の相対位置を高精度で測量

約1200点 (沖ノ鳥島等離島を含む) の電子基準点が我が国の位置基準の骨格を規定

座標値は日本経緯度原点を基準として算定し、測量の位置の基準として公開



三角点

明治期に5万分の1地形図作成のための基準点として全国に設置された約4万点の一～三等三角点と、地籍調査のために設置された約6万点の四等三角点 (約1~2 km間隔)

公共測量や民間の測量を効率的に実施可能

水準点

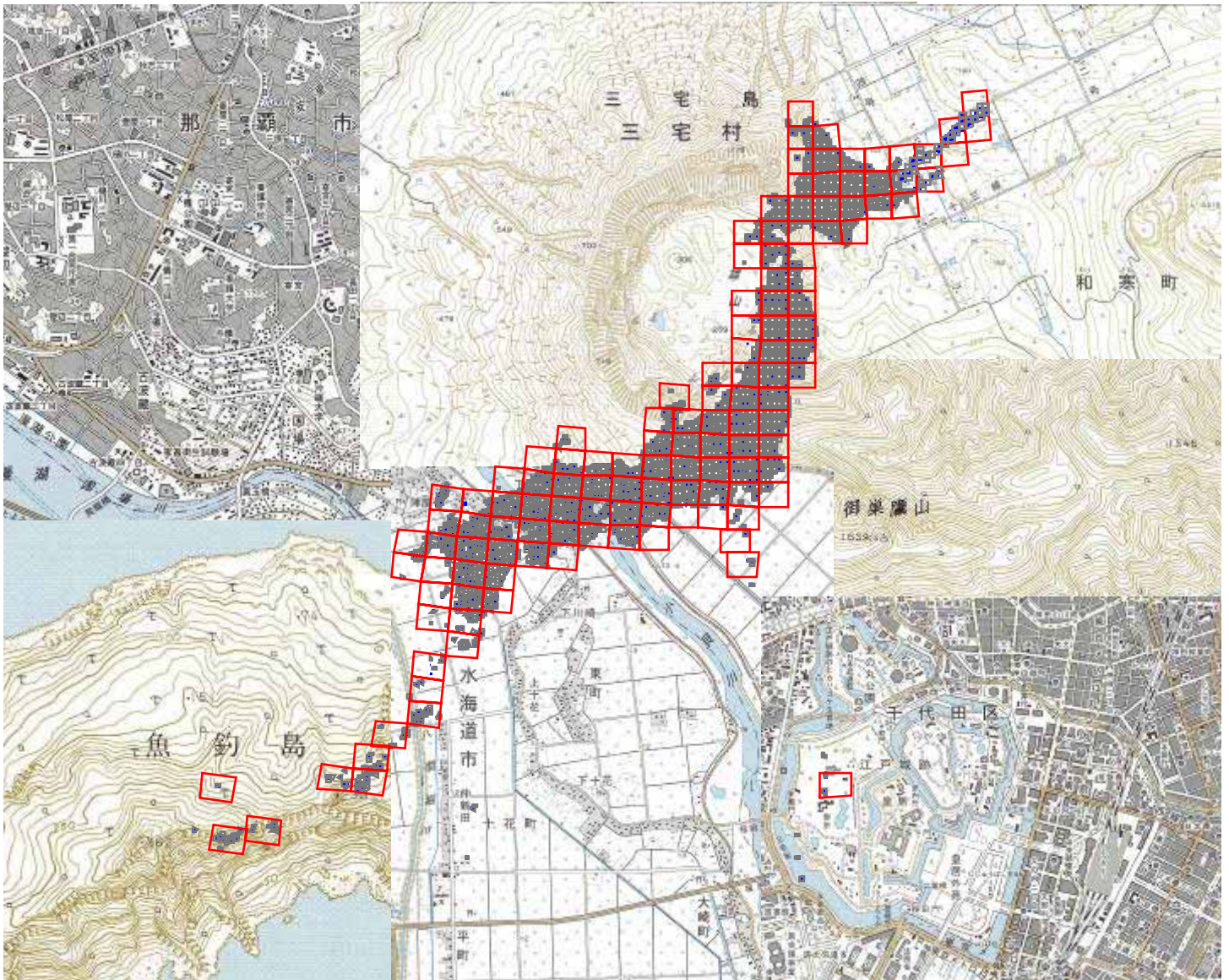
高さの測量を行う時の基準として主な国道又は県道等に沿って約2 km間隔で設置
全国で約2万点

我が国の国家基準点体系は、約13万点の基準点から構成されており、さらに地籍調査のために毎年1000点を越える四等三角点が設置されている。地殻変動の激しい我が国においては、これらの基準点の位置が常に変化していることから、位置の基準としての機能を維持するためには、適切な管理が不可欠

このため、水平位置の基準については、電子基準点約1200点の他骨格となる三角点約800点を選定し、これらを繰り返し測量することによって座標の変化を把握し、その他の点についてこれらを基準として計算で処理している。また、高さの基準については、一等水準路線約20000kmを繰り返し測量して高さを管理

国土地理院の基本図は、国土全域を表示

国土全域を2万5千分1の地形図4,300面でカバー



公的な申請等の付図に法令により指定

多くの法令で2万5千分1地形図等の基本図が公的申請用の付図に指定

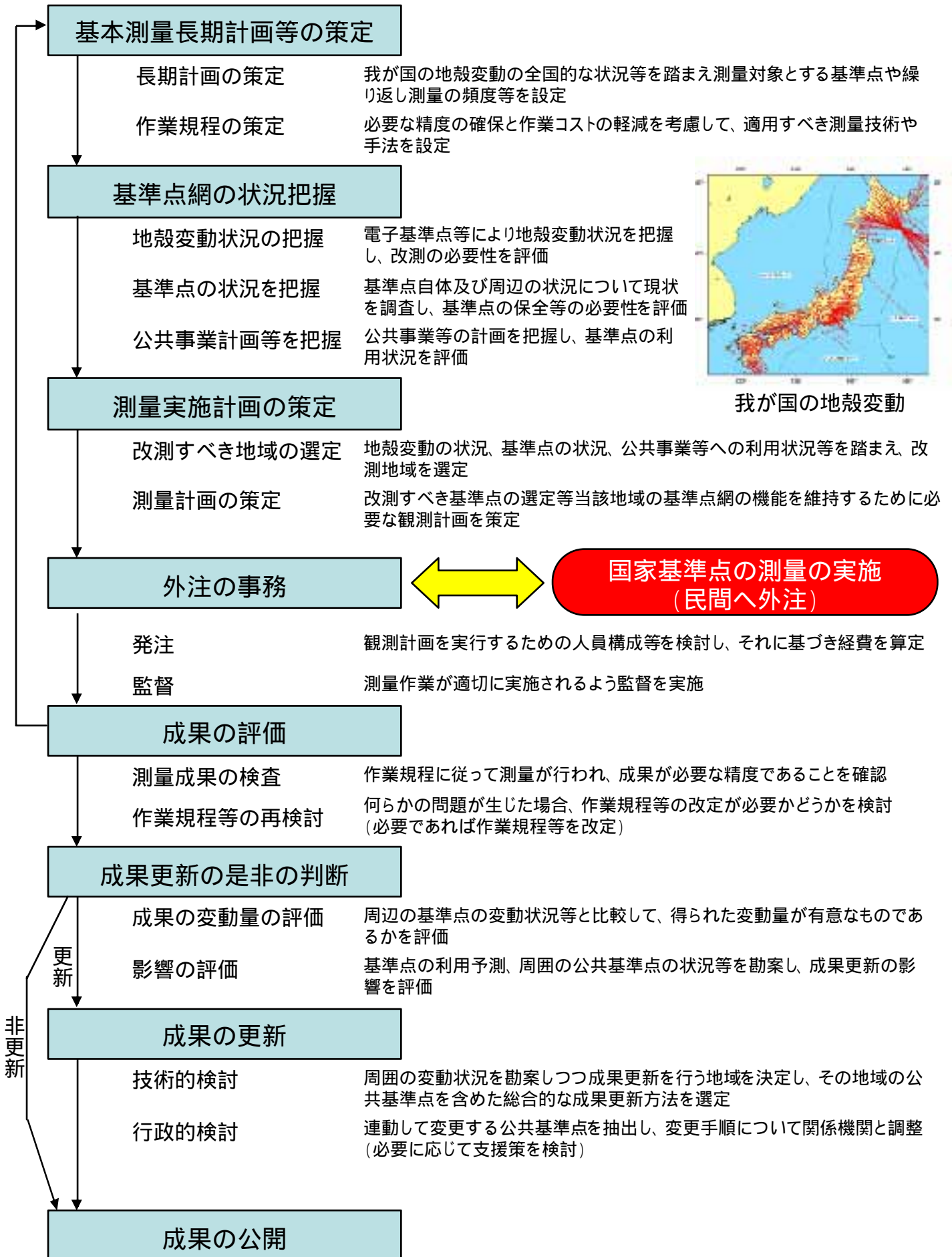
- ・公有水面埋立法施行規則
- ・都市再開発法施行規則
- ・都市計画法施行規則
- ・航空法施行規則
- ・熱供給事業法施行規則
- ・石油パイプライン事業法施行規則
- ・河川法施行規則
- ・特定都市河川浸水被害対策法施行規則
- ・絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律施行規則
- 他、多数

災害・事故・有事等の対応・対策にも、国土全域の地理情報の整備・管理が必要不可欠

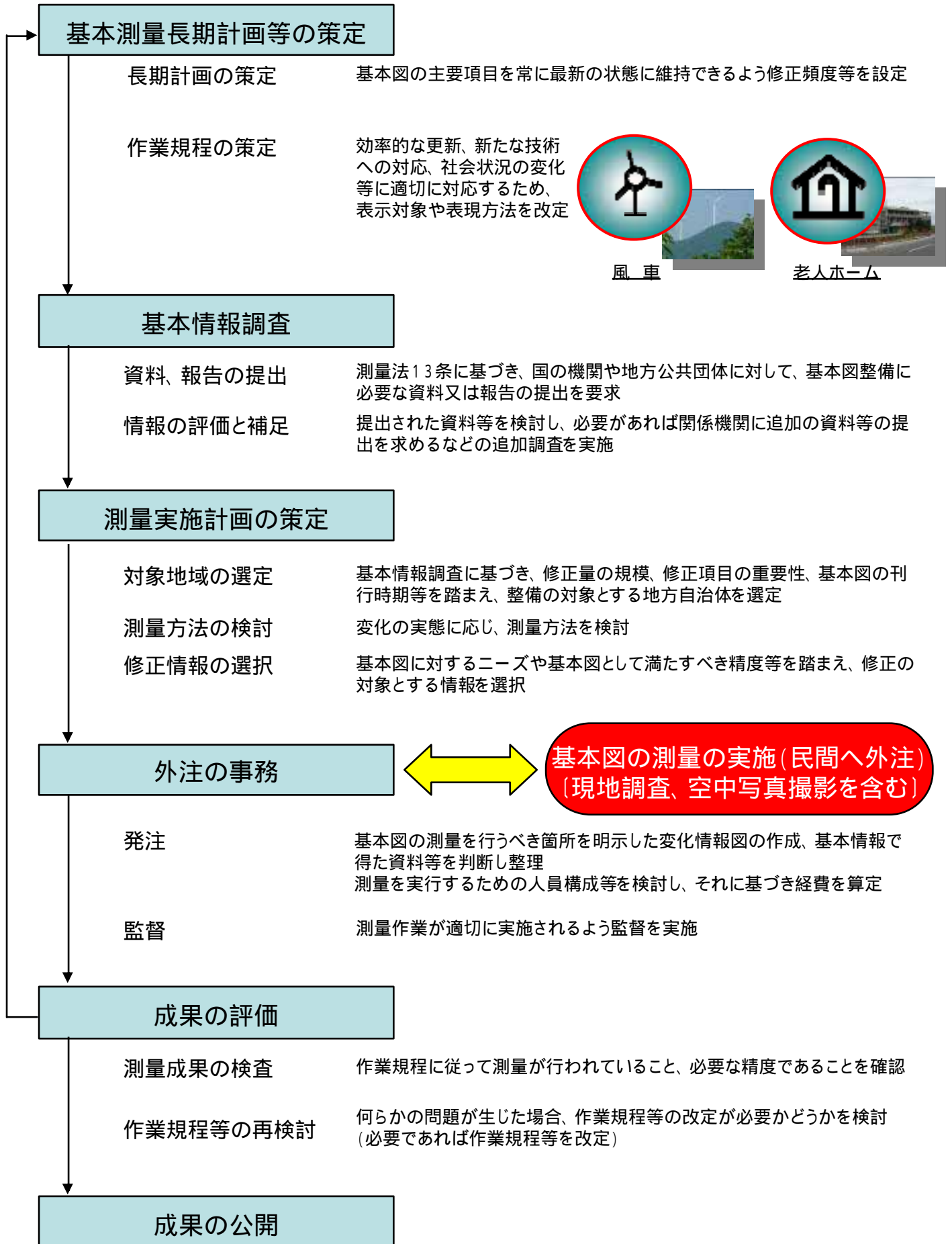
平時には地形図の需要が少ない離島や山間部でも、災害・事故発生時には地形図が必要

- ・日航機墜落事故(昭和60年)
- ・雲仙岳火砕流(平成3年)
- ・奥尻島津波(平成5年)
- ・豊浜トンネル崩落事故(平成8年)
- ・有珠山火山活動(平成12年)
- ・三宅島火山活動(平成12年)
- ・鳥取県西部地震(平成12年)
- ・平成13年芸予地震(平成13年)
- ・平成16年新潟県中越地震(平成16年)
- ・福岡県西方沖を震源とする地震(平成17年)等

国家基準点(三角点、水準点)の測量事務のフロー

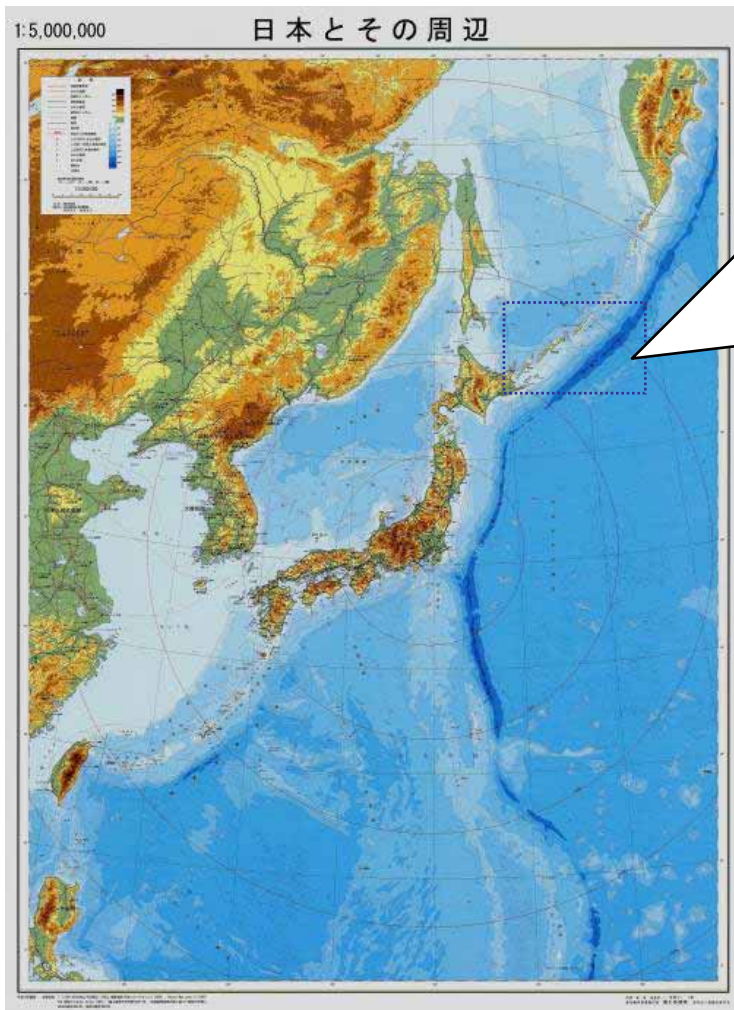


基本図の測量事務のフロー

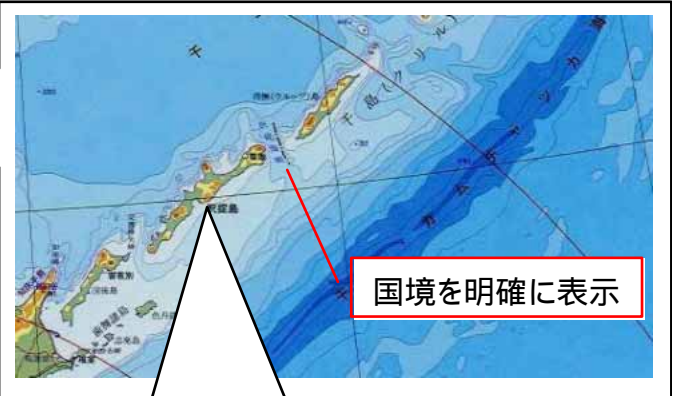


国土地理院の地図は領土の明示に重要な役割

1:5,000,000「日本とその周辺」(縮小)



国土の位置や形状を正確に把握し、国内外に提示することは、最も基本的な国の役割のひとつ



ヒトカッパン
1:50,000地形図「単冠湾」(択捉島)



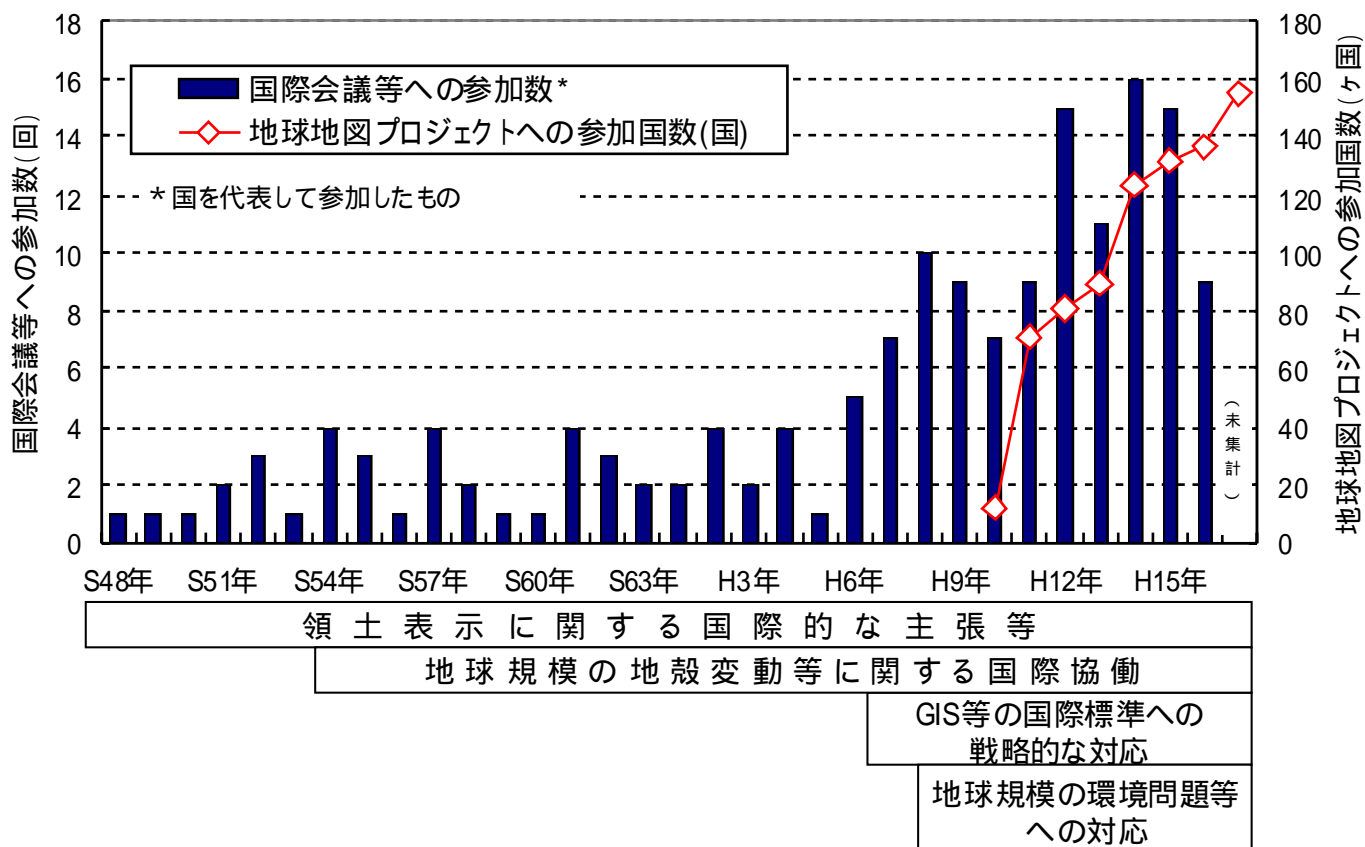
国連の地名標準化に関する会議等で「日本海」の名称を主張



地名問題は国益に関わる重要なものであり、専門的な知見に基づく一貫した主張が不可欠

地理情報分野の国際問題へ対応

我が国の国家地図作成機関として、領土の主張等の対応に継続的に取り組むと共に、近年の地理情報分野におけるグローバル化に伴って急増している国際的な取り組みに適切に対応



世界の国家地図作成機関と協力し、地球地図プロジェクトを推進

国土地理院が事務局となり世界の国家地図作成機関の協力により統一した規格で世界を覆う地球地図の整備を推進。

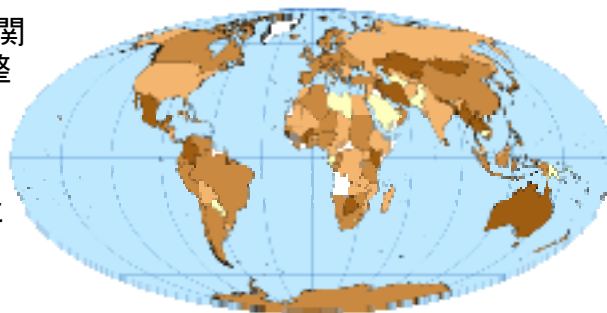
(経緯)

1992年：地球サミットで採択された「アジェンダ21」の趣旨に沿って、同年に建設省が提唱

1998年：整備を開始

2002年：ヨハネスブルグサミット、持続可能な開発に関する世界首脳会議の実施計画文書に地球地図が盛り込まれる

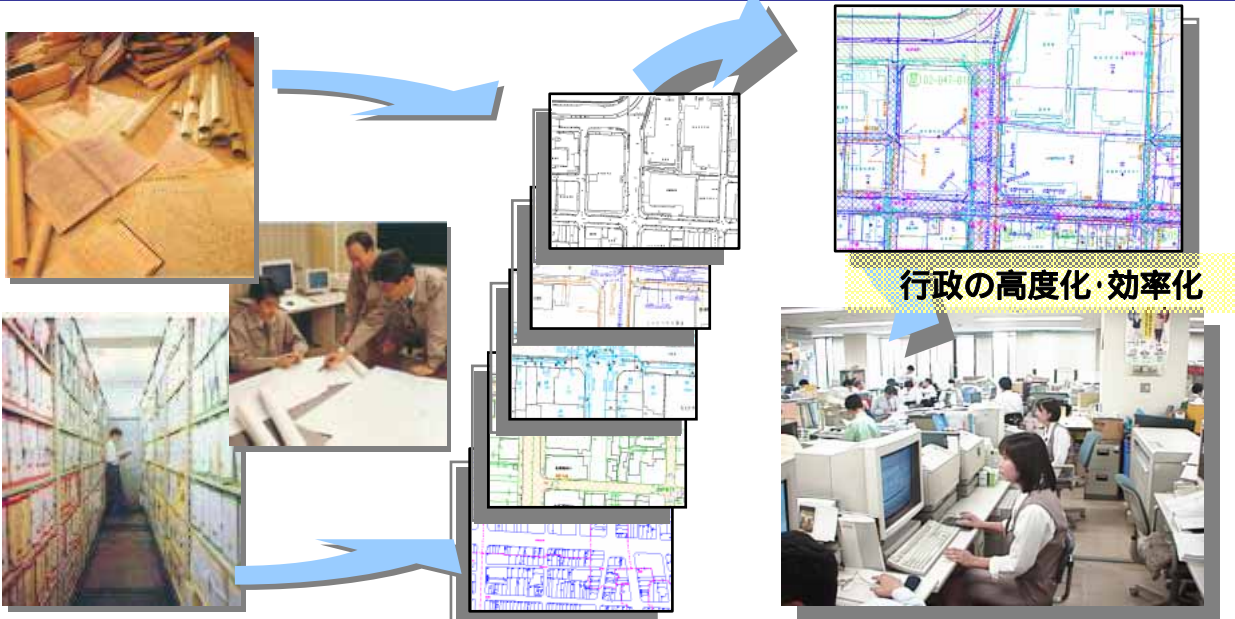
2006年1月現在、155ヶ国が参加



下図の凡例	データ公開中	データ検証中	データ作成中	参加検討中
(Dark Brown)	21ヶ国	76ヶ国	58ヶ国	16ヶ国

2. 地理情報の共有化・高度利用を推進

国や地方公共団体等の持つ地理情報の電子化、GISを利用した分析・処理は、行政を高度化・効率化する有効な手段

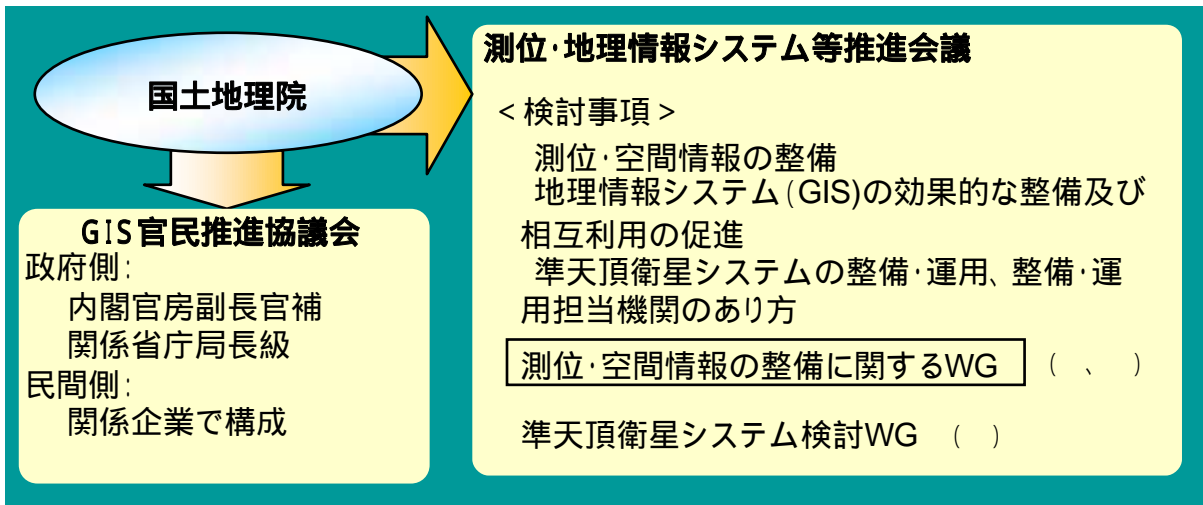


従来の業務では、膨大な図面や台帳等が、各々の部署で管理・利用されており、データ整備等で重複投資といえる場面も...

GISで、より簡単に、より速く、より分かりやすく。

関係府省と連携して、国や地方公共団体等の持つ地理情報の電子化、共有化を推進する計画を策定中

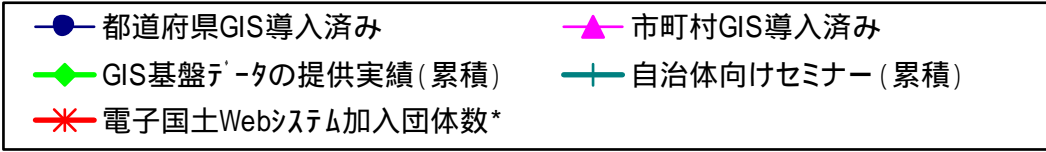
国家の位置基準や基本図を所管する国土地理院が中核となって推進



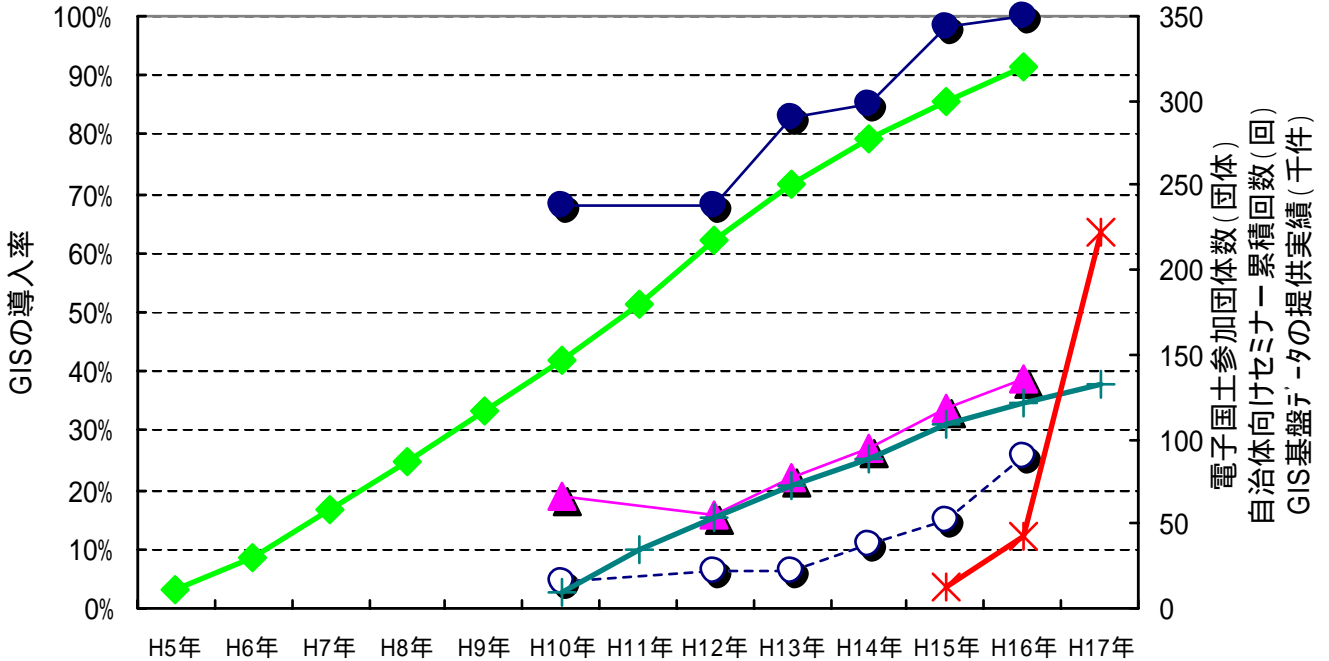
平成18年度早期に、次世代の基盤空間情報の整備に関する方向付け(GISアクションプログラム2002-2005の後継計画の骨格的内容、立法措置についての考え方等)を行う。国土地理院は次世代の基盤空間情報の整備等に関する新計画(NEXT-GIS)の策定において中核的な役割を担っている。

GISの普及に向けた国土地理院の取り組み

GIS基盤データの整備、基準類の策定、普及活動等を通じて、電子政府の実現を推進



* 電子国土Webシステムとは、国土地理院が提供する基盤的地理情報上に行政機関等が保有する地理情報を重ねて、インターネットを利用して自由に発信できるシステム



国土空間データ 基盤の整備及び GISの普及の促進 に関する長期計画 (基盤形成期)	国土空間データ 基盤標準及び 整備計画 (普及期)	GISアクションプログラム 2002-2005 (より確かなGIS の利用・普及)	NEXT-GIS (公的機関の データ共有)
--	------------------------------------	--	------------------------------

GIS基盤データの提供を開始

事務局を関係省庁連絡会議が設置され

地理情報システム技術調整官の設置

開始

自治体向けセミナーの設置

GIS基盤データの提供実績(累積)

自治体向けセミナー(累積)

電子国土Webシステム加入団体数*

GISの導入率

電子国土Webシステム加入団体数(団体)

自治体向けセミナー累積回数(回)

GIS基盤データの提供実績(千件)

3. 防災のため国土の状態を把握し、災害等の危機に対応

地殻変動を監視し、災害対策本部の一員及び 地震調査委員会等の事務局として災害対応等を検討

大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年六月十五日法律第七十三号)

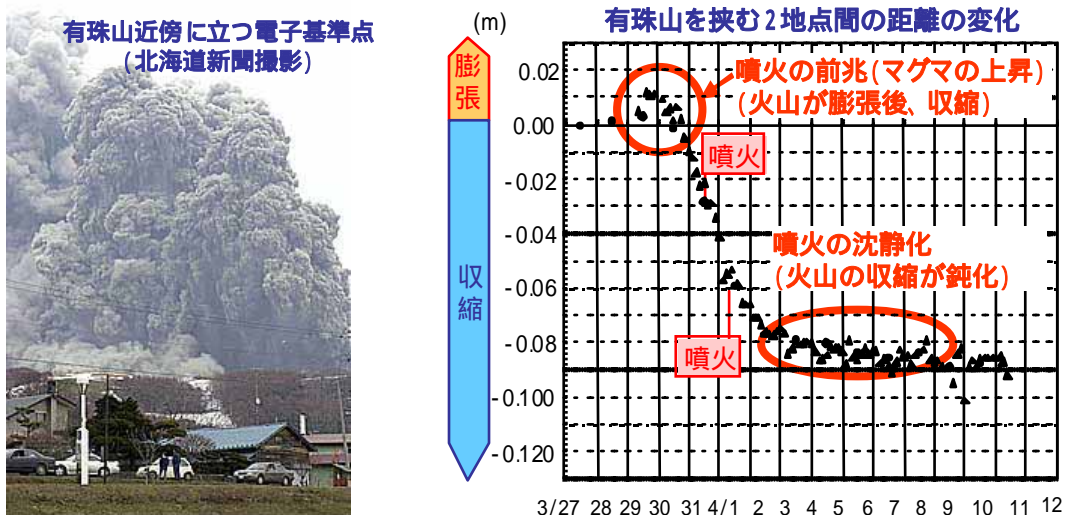
第4条 国は、強化地域に係る大規模な地震の発生を予知し、もつて地震災害の発生を防止し、又は軽減するため、計画的に、地象、水象等の常時観測を実施し、地震に関する土地及び水域の測量(以下この条及び第33条において「測量」という。)の密度を高める等観測及び測量の実施の強化を図らなければならない。

地震調査研究推進本部令(平成七年七月十四日政令第二百九十六号)

第1条 地震防災対策特別措置法第8条第4項ただし書に規定する政令で定める庶務は、地震調査委員会が行う事務に関する庶務とし、同項ただし書に規定する政令で定める行政機関は、気象庁及び国土交通省国土地理院とする。

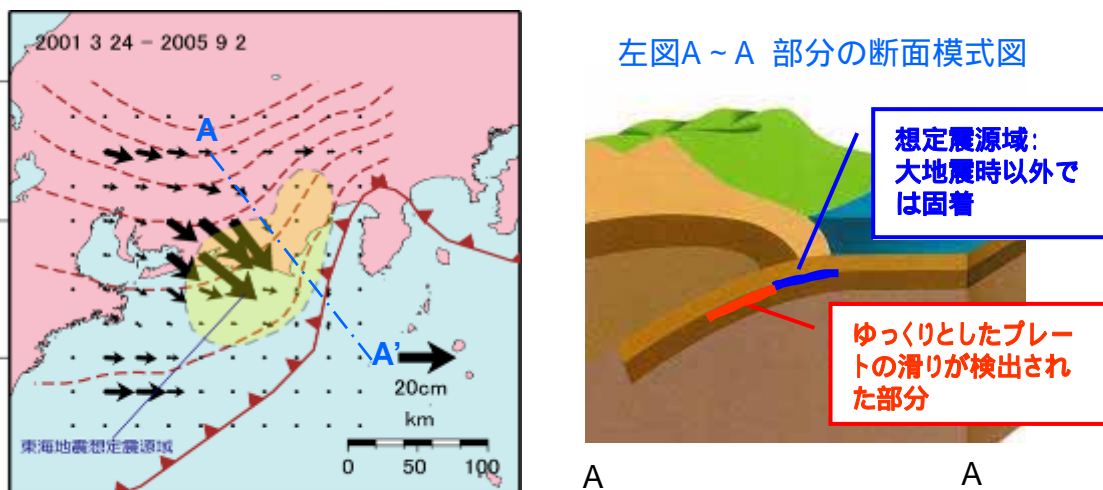
2 地震調査研究推進本部(第3条第1項において「本部」という。)の庶務は、文部科学省研究開発局地震・防災研究課において総括し、及び処理する。ただし、前項に規定する庶務については、文部科学省研究開発局地震・防災研究課、気象庁地震火山部及び国土交通省国土地理院において共同して処理する。

有珠山噴火(平成12年3月)の前後における地殻変動の監視(噴火の前兆及び沈静化)



住民への避難指示及び避難解除に係る有効な判断材料

東海地震想定震源域周辺におけるゆっくりとしたプレート間のすべりの監視

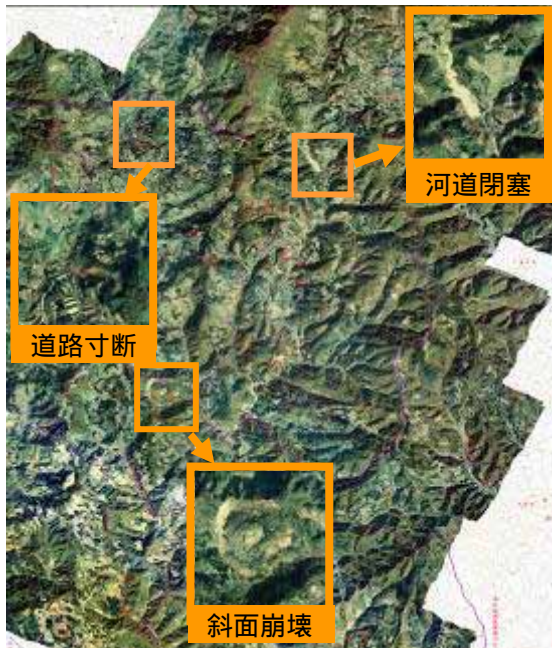


地震を伴わずに数日かけてプレートがずれる ゆっくりすべりの
検出結果を元に、大規模地震の発生リスクを監視

災害対策基本法に基づく政府の非常災害対策本部の本部員として災害に対応

平成16年新潟県中越地震(平成16年10月)における災害状況の把握

空中写真の撮影(発災翌日)



災害現況図(逐次更新)



国の機関が収集した災害情報



Web-GIS技術を利用して多様な災害情報を集約

国の機関や地方公共団体及び国民への情報提供



大規模地殻変動後の復旧・復興に必要な位置基準を迅速・適切に更新

平成15年十勝沖地震後の基準点の位置の更新

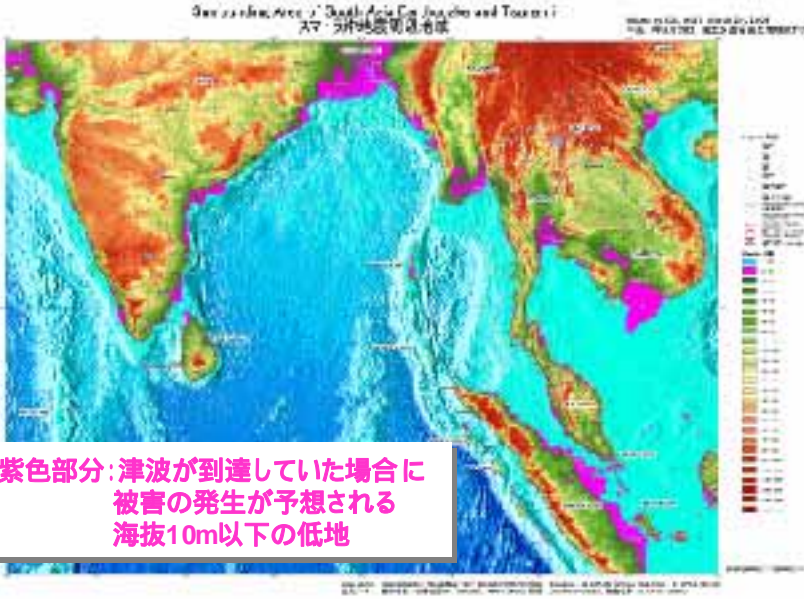
電子基準点と主要な基準点の測量結果から、大規模地殻変動後の基準点の位置を速やかに更新・地震発生直後から、地殻変動の影響が大きいエリアを特定・公共基準点の新しい位置座標への変換を支援



世界の国家地図作成機関との協力関係に基づき、我が国の災害支援用の基本図を作成

スマトラ島沖地震及びインド洋津波(平成16年12月)

災害支援用に作成・配布したスマトラ沖地震被災地周辺域図



フィリピン国レイテ島地すべり(平成18年2月)

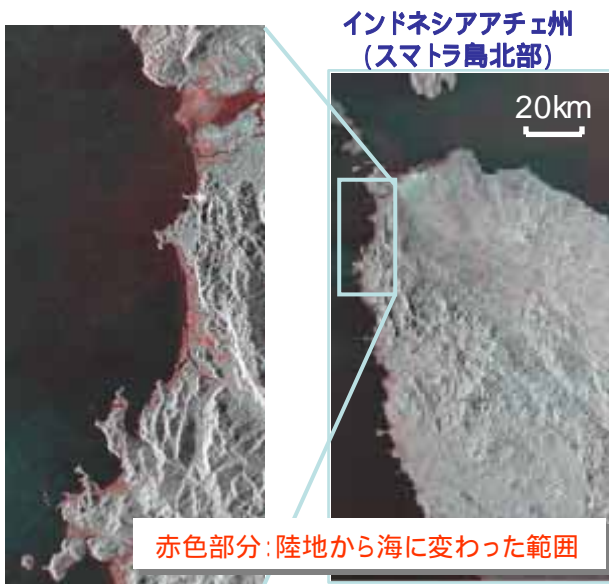
災害支援用に作成・配布したレイテ島地すべり周辺5万分1地形図



地図の海外への持ち出しを禁止する国も多数ある中、関係国の国家地図作成機関との協力関係に基づき、被災国への我が国の国際支援に必要な地理情報を入力

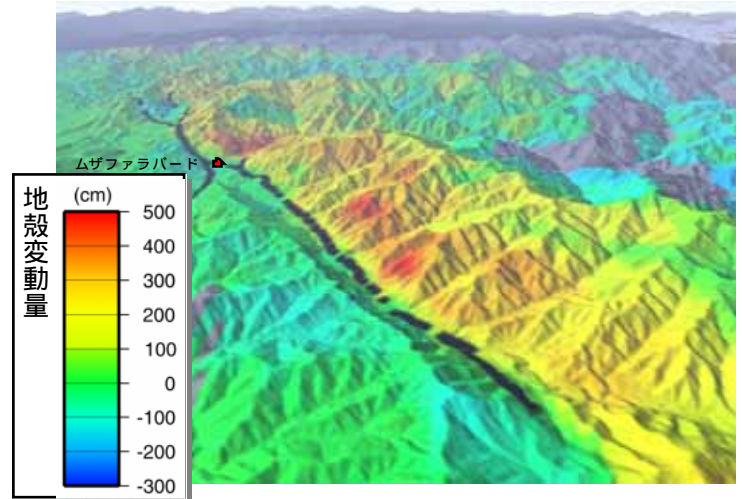
人工衛星データの解析技術を利用して、海外の大災害における被災状況を把握

スマトラ島沖地震及びインド洋津波(平成16年12月)

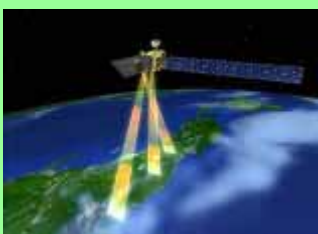


パキスタン北部地震(平成17年10月)

パキスタン北部の震源付近の地殻変動



被災状況を速やかに把握することが困難な開発途上国の大規模自然災害への対応において特に有効



陸域観測技術衛星 だいち による災害監視を推進 (平成18年1月に打ち上げ(JAXA)、平成18年9月頃から本格的運用開始)

- ・全世界どこでも発災後2日以内に観測が可能
- ・合成開口レーダにより全天候の観測が可能
- ・データを解析により、広域の火山活動、地殻変動を精緻に監視可能

国土地理院の近年の災害対応状況*

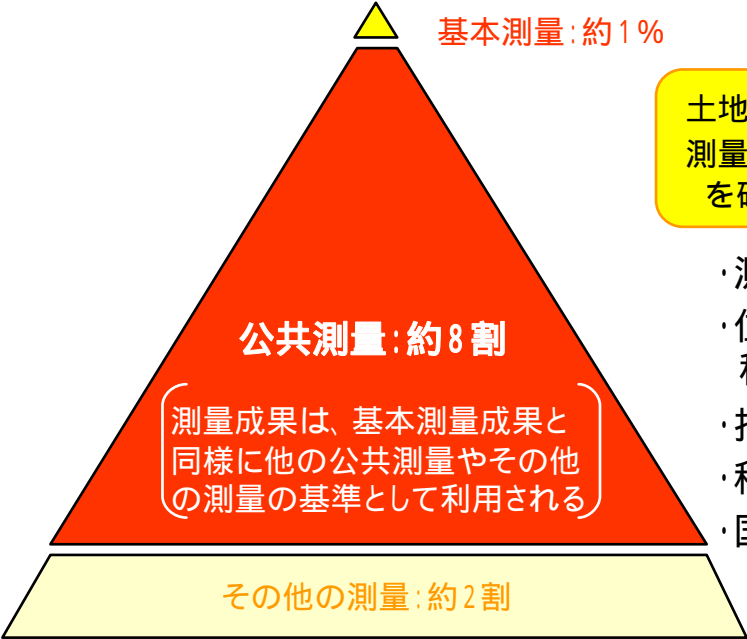
頻発する自然災害に対して緊急体制をとり、迅速で効果的な危機管理対応を実施

	災害名	時期	備考 (最大観測震度等)	災害対策活動									
				緊急体制	空中写真撮影	正射写真図作成	SARによる地表変動等の解析	災害対策用図作成	災害状況図作成	電子国土・GISによる情報共有	電子基準点等による地殻変動解析	現地調査等	基準点成果の更新
1	岩手山火山活動	平成10年6月		対策会議									
2	有珠山火山活動	平成12年3月		災対本部									
3	三宅島の火山活動	平成12年6月		災対本部									
4	磐梯山火山活動	平成12年8月		対策会議									
5	北海道駒ヶ岳火山活動	平成12年9月		対策会議									
6	東海地区集中豪雨災害	平成12年9月		対策会議									
7	浅間山火山活動	平成12年9月		対策会議									
8	鳥取県西部地震	平成12年10月	震度6強	災対本部									
9	平成13年(2001年)芸予地震	平成13年3月	震度6弱	災対本部									
10	宮城県沖を震源とする地震	平成15年5月	震度6弱	災対本部									
11	宮城県北部を震源とする地震	平成15年7月	震度6強	災対本部									
12	平成15年(2003年)十勝沖地震	平成15年9月	震度6弱	災対本部									
13	平成16年7月新潟・福島豪雨	平成16年7月		対策会議									
14	平成16年7月福井豪雨	平成16年7月		対策会議									
15	平成16年10月台風第23号	平成16年10月		対策会議									
16	平成16年(2004年)新潟県中越地震	平成16年10月	震度7	災対本部									
17	釧路沖を震源とする地震	平成16年11月	震度5強	対策会議									
18	根室半島南東沖を震源とする地震	平成16年12月	震度5強	対策会議									
19	留萌支庁南部を震源とする地震	平成16年12月	震度5強	対策会議									
20	スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波被害	平成17年1月	M9.0	対策会議									
21	釧路南部を震源とする地震	平成17年1月	震度5強	対策会議									
22	福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年3月	震度6弱	災対本部									
23	千葉県北東部を震源とする地震	平成17年4月	震度5強	対策会議									
24	千葉県北西部を震源とする地震	平成17年7月	震度5強	災対本部									
25	宮城県沖を震源とする地震	平成17年8月	震度5強	災対本部									
26	台風14号と前線豪雨	平成17年9月		対策会議									
28	パキスタン北部地震	平成17年10月		-									
29	平成18年豪雪	平成18年1月		対策会議									
30	フィリピン国レイテ島地すべり	平成18年2月		-									

*国土地理院において、国内の災害で横断的な緊急体制をとったもの及び海外の災害で対応したもの。これ以外にも、中央防災会議の各種専門委員会、地震調査委員会、地震予知連絡会等の場を通じて、地殻変動の状況等の防災関連情報を日常的に関係機関に提供(平成16年度は関係府省等が防災に関して検討する169の会議に出席)

4. 公共測量を指導・調整

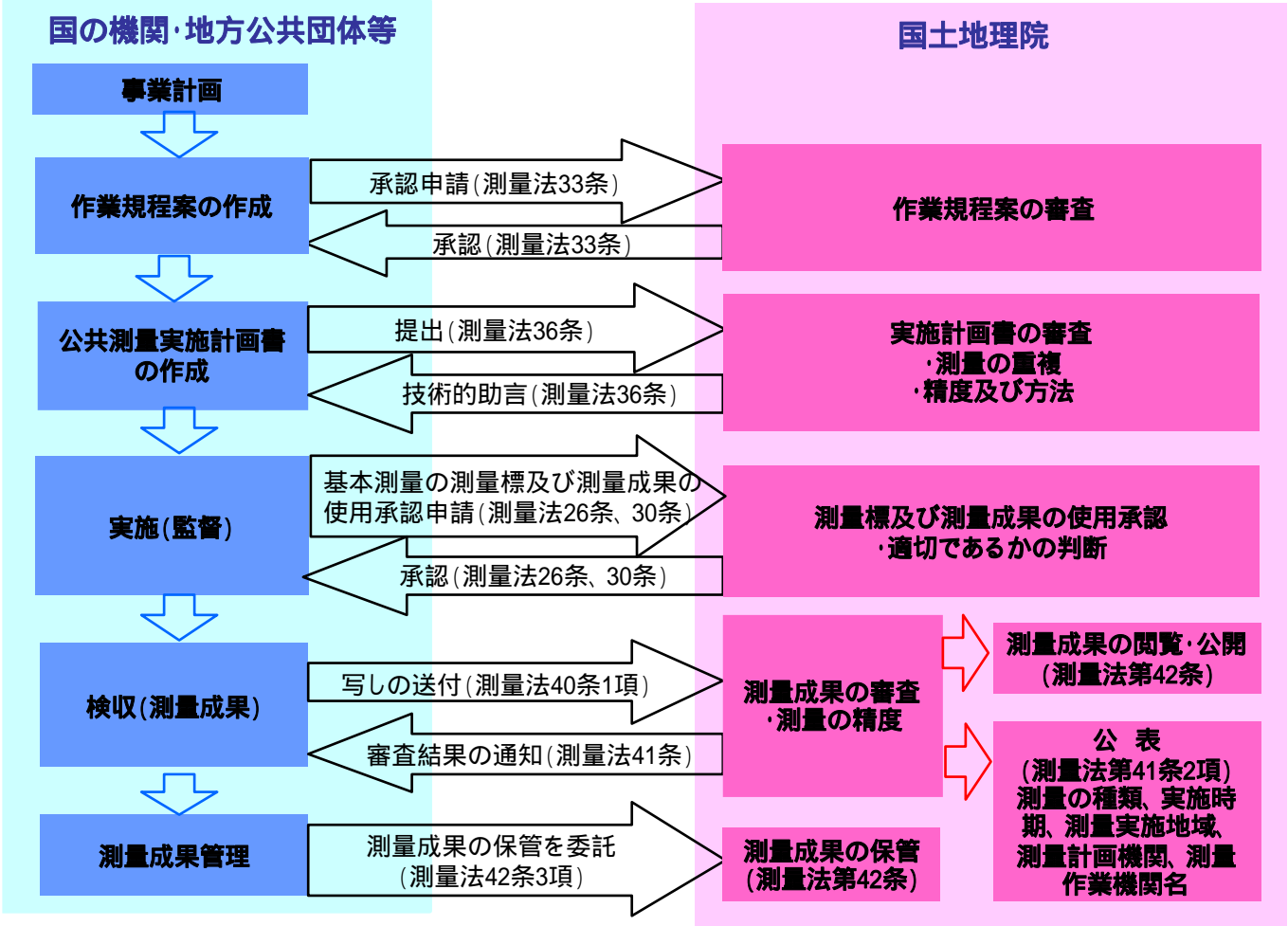
測定の大部分を占める公共測定の品質を確保



土地の測量に関する唯一の国の機関として
測量全体の約8割を占める公共測定の品質
を確保

- ・測量法に基づく指導・助言
- ・位置の基準の管理(世界測地系への移行支援、平面直角座標系の告示等)
- ・技術基準、マニュアル類の策定
- ・積算基準、入札・契約基準の策定
- ・国家資格測量士制度を所管

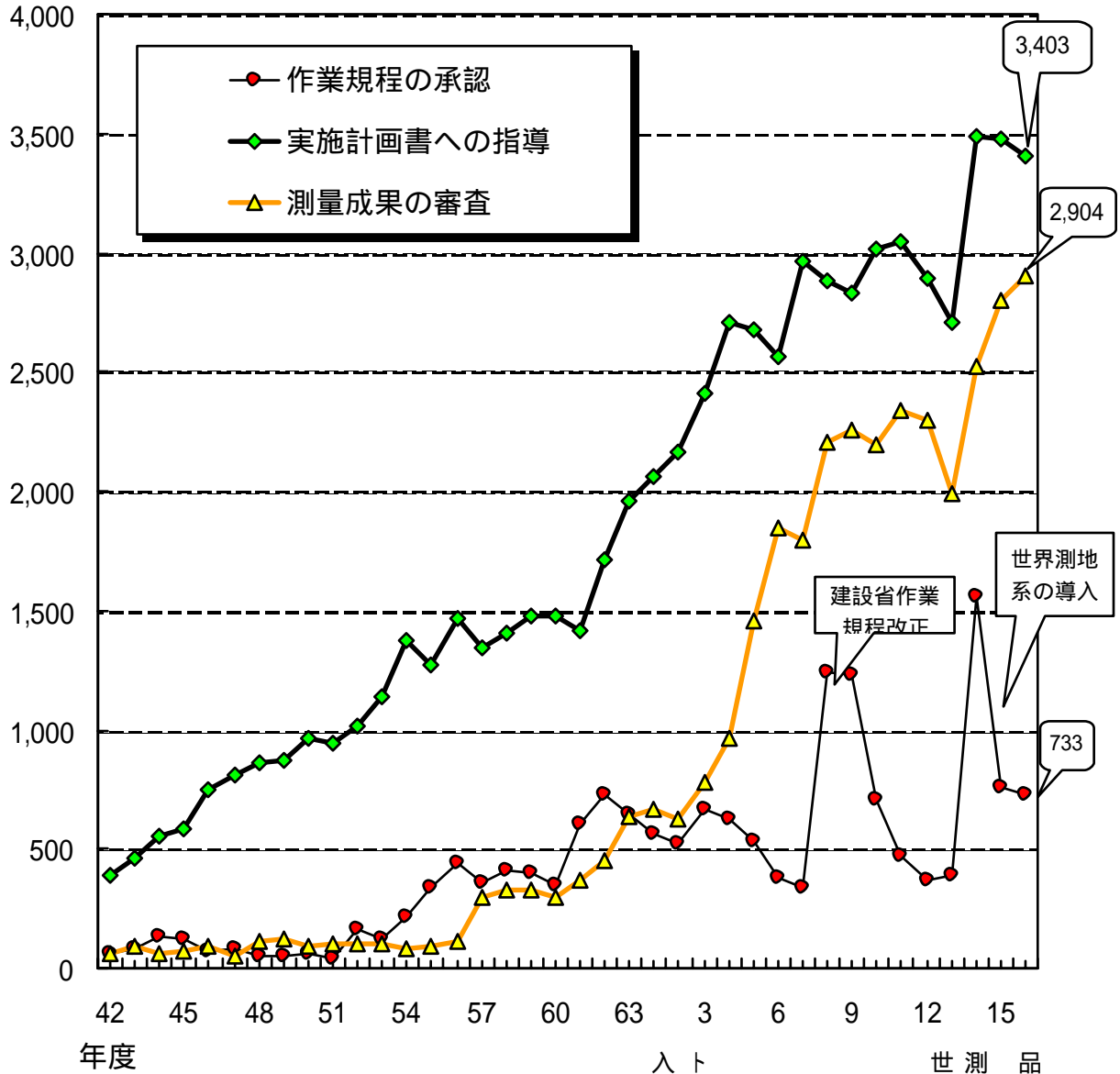
測量法に基づく公共測定の指導・調整のしくみ



公共測量の指導・調整の状況

新技術の導入、世界測地系への移行等に伴い、
公共測量の指導・調整件数が増加

件数



入ト
 のー
 指タ
 導ル
 開ス
 始テ
 シ
 ョ
 ン
 導

建設省作業
 規程改正

世界測地
 系導入

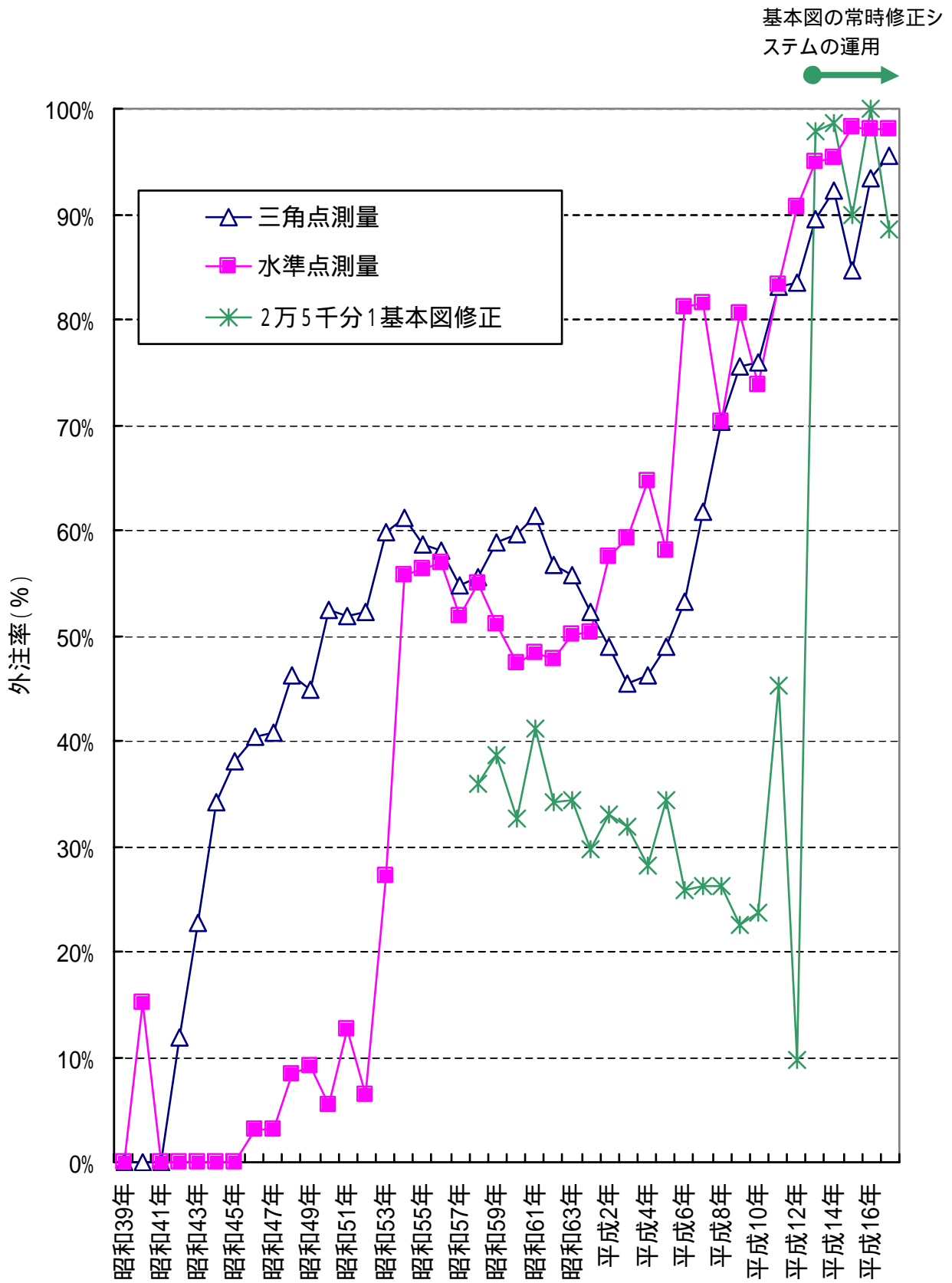
測量法
 施行
 導入

品質確
 保
 法
 施
 行

測量事務について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

- 1．国土地理院の測量事務は、国土の位置・形状を規定し、国内外に提示する業務の基礎となるものであり、国家基準点網の整備・管理や基本図の整備・管理のために必要な各種測量に関わる事務である。
- 2．国家基準点網の整備・管理のためには、超長基線測量（V L B I 観測）、電子基準点測量（G P S 連続観測）、高度地域基準点測量（G P S 観測）等水平位置を得るための測量、水準測量、重力測量、ジオイド測量等高さを得るための測量等が必要であり、基本図の整備・管理のためには、国の機関や地方公共団体から地図の情報に変化を生じる情報を取得する基本情報調査、その情報を基に基本図データベースを修正する中縮尺図情報整備等の業務が必要である。
これらのうち、V L B I 観測施設の運用、電子基準点システムの運用、高度地域基準点測量、水準測量、ジオイド測量、中縮尺図情報整備等について、データの収集・整理等行政判断の必要のない業務は、既に民間委託を行っているところである。
- 3．高度地域基準点測量や中縮尺図情報整備等、近年新たに開始した業務等で、当該業務の基準作成のために業務の一部を試験的に行っている業務、高度かつ特殊な先端技術を必要とし民間での実施が不可能な重力測量等、国土地理院がその一部又は全部を自ら実施しているものがあるが、これらの業務については、今後、民間委託が可能となったものについて順次民間委託を進めていくこととしている。

測量事務の外注率の推移

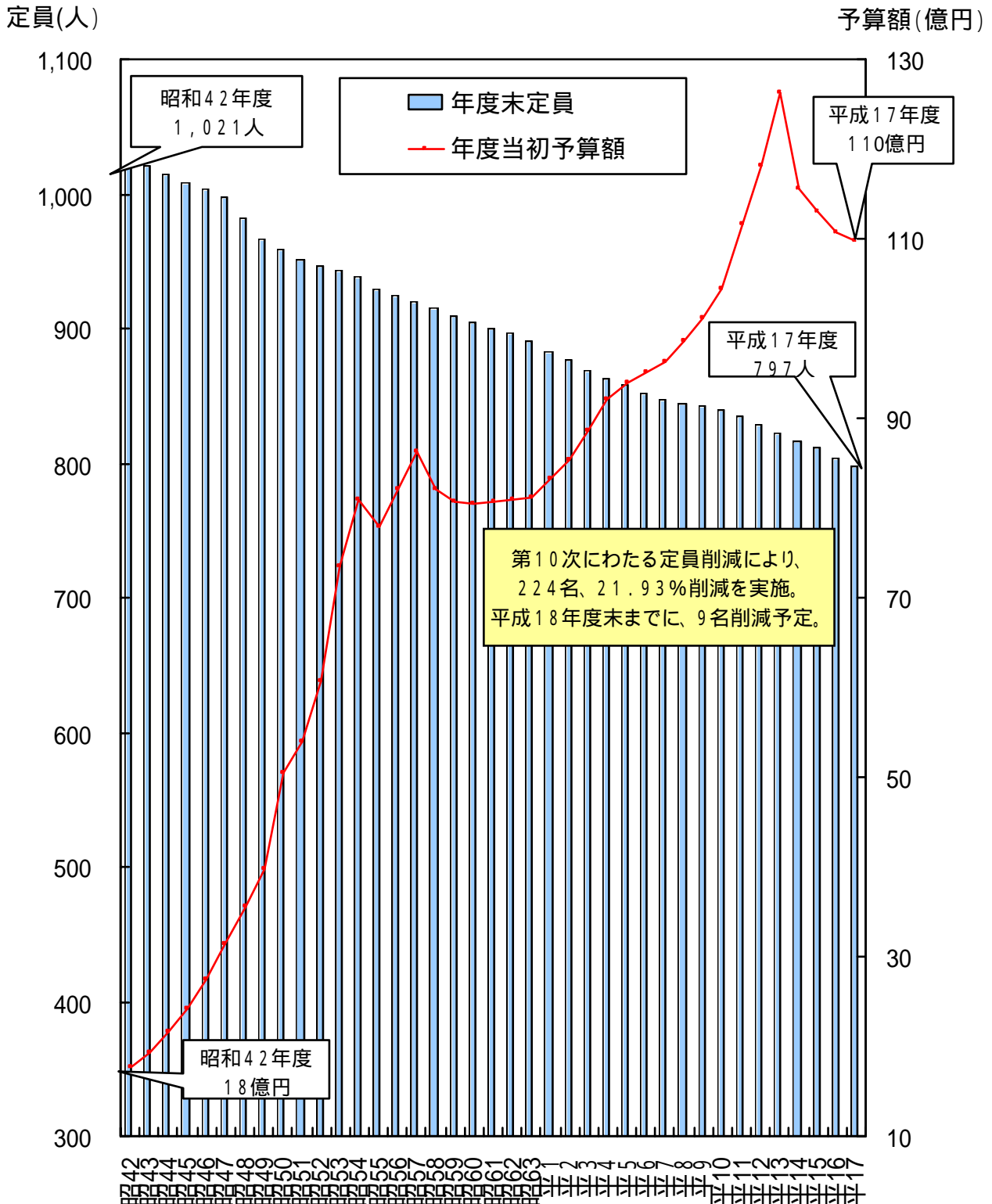


その他、定員の大幅な純減に資する抜本的な見直しの方向

- 1．国土地理院においては、これまでに、行政需要に即した業務・組織の見直しによる効率化、システム化による業務の簡素化・合理化、新たな技術開発による業務の簡素化・効率化、外部への業務委託等による合理化などの取り組みを実施し、昭和42年度の1,021人から平成17年度には797人へ、224人（約22%）の純減を実施しているところである。
- 2．これまでに外部委託化に関しては、定型的なもので外部委託可能なものについては既に外部委託を実施しているところである。また、地理情報システム施策の推進や災害対策などへの増加する行政需要により、所掌する業務量は増える傾向にあると考えている。
- 3．今後については、新しい行政需要の増大に的確かつ迅速に対応しなければならないが、人員の再配置による効率化、所掌業務全体の効率化を更に推進するなどの取り組みを通じ、より効率的な業務執行体制への移行を進める。

国土地理院の予算及び定員の推移

新たな行政需要に対応した業務の増大にかかわらず、これを上回る既存業務の効率化や民間委託の推進により、昭和42年度以降約22%の削減を実施



	実員数
18歳以下	0
19歳	0
20歳	0
21歳	1
22歳	2
23歳	8
24歳	6
25歳	12
26歳	16
27歳	16
28歳	24
29歳	19
30歳	24
31歳	23
32歳	24
33歳	27
34歳	13
35歳	22
36歳	18
37歳	21
38歳	22
39歳	19
40歳	16
41歳	25
42歳	31
43歳	27
44歳	31
45歳	28
46歳	23
47歳	20
48歳	22
49歳	20
50歳	26
51歳	24
52歳	23
53歳	29
54歳	35
55歳	21
56歳	22
57歳	24
58歳	5
59歳	4
60歳	9
61歳	0
62歳	0
63歳	0
64歳	0
計	782

府省名	国土交通省
対象事項名	国土地理院関係
年	17年

実員数 (平成 17年 1月 15日現在)

